

豊橋市受動喫煙防止条例が 平成 31 年 3 月 27 日に公布されました。

豊橋市受動喫煙防止条例の概要

【条例のポイント】

➤ 健康影響を受けやすい 20 歳未満の者等を受動喫煙から保護する。

・市の庁舎、施設（豊橋競輪場、豊橋市総合老人ホームつつじ荘を除く）及び、受動喫煙により健康影響を受けやすい 20 歳未満の者等が主に利用する施設等を「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所を設けないよう努める）」とする。

➤ 飲食店は「禁煙」の標識の掲示をしなければならない。

・第二種施設のうち、店内禁煙とした飲食提供施設の管理権限者は、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内で喫煙できない旨を記載した標識を掲示する。

➤ 加熱式たばこは紙巻きたばこと同等の規制とする。

・加熱式たばこは、紙巻きたばこと同等の扱いとし、詳細は別紙の通り。

【対象となる施設の類型と喫煙禁止場所の範囲】

施設の類型	喫煙禁止場所の範囲	施行期日
喫煙禁止施設 受動喫煙により健康影響を受けやすい 20 歳未満の者等が主に利用する施設（敷地を含む） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校（幼稚園、小中学校、高等学校、大学、各種学校等） ➤ 病院（病院、診療所、助産所等） ➤ 児童福祉施設（保育園、認定こども園等） ➤ 市の庁舎、施設（豊橋競輪場、豊橋市総合老人ホームつつじ荘を除く） ・ その他規則で定めるもの 	敷地内禁煙 （屋外喫煙場所を設けないよう努める）	2019 年 7 月 1 日※
第一種施設 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主に利用する施設（敷地を含む） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国、県の庁舎（政策や制度の企画立案業務が行われている施設） ➤ <u>豊橋市総合老人ホームつつじ荘</u> ・ その他規則で定めるもの 	原則 敷地内禁煙 （屋外喫煙場所設置 可）	
第二種施設 喫煙禁止施設、第一種施設、喫煙目的施設以外で多数の者が利用する施設 例) 障害者施設、老人福祉施設、事務所、宿泊施設の共有部分、飲食店(大規模、新規)、運動施設(スポーツジム、柔剣道場等)、商業施設(スーパー、コンビニ、パチンコ店、まあじゃん店等)、 <u>豊橋競輪場</u> 、葬祭場、工場等	原則 屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）	2020 年 4 月 1 日
既存特定飲食提供施設 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本条例施行前より営業している飲食店 ➤ 客席面積 100 m²以下 ➤ 個人又は中小企業（資本金 5 千万円以下等） 	禁煙・喫煙を選択 ※施設内での飲食等可	
喫煙目的施設 喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設 例) シガーバー、たばこ販売店等	喫煙可	

※改正健康増進法で定める第二種施設は 2020 年 4 月 1 日施行

加熱式たばこ（指定たばこ）の取扱いについて

<第2種施設>

多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設。
 （飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等）

➤ 豊橋市受動喫煙防止条例

- 加熱式たばこにおいても喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、健康増進法改正の趣旨が、望まない受動喫煙をなくすことから、紙巻きたばこと同等の扱いとする。

【努力義務】

参考：（国）改正健康増進法

- 特例として、加熱式たばこについては「当分の間の措置」として、経過措置が設けられている。
 ⇒ 加熱式たばこ専用の喫煙室内での飲食等が可能 ※ 屋内の一部の場所
 （指定たばこ喫煙専用室）

原則

屋内禁煙



ただし、

喫煙専用室設置



喫煙専用室設置



喫煙専用室設置



特例として、

加熱式たばこの特例



飲食以外も可

※全面加熱式たばこ専用室は不可

<既存特定飲食提供施設>

既存特定飲食提供施設（既存の飲食店のうち経営規模の小さな事業者が運営するもの）

・客席面積 100 m²以下で、個人または中小企業（資本金 5,000 万円以下等）

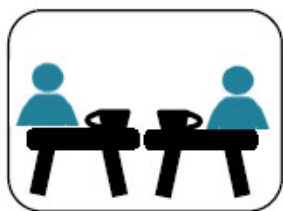
➤ 豊橋市受動喫煙防止条例 = (国)改正健康増進法

○ 既存特定飲食提供施設については、経過措置が設けられている。

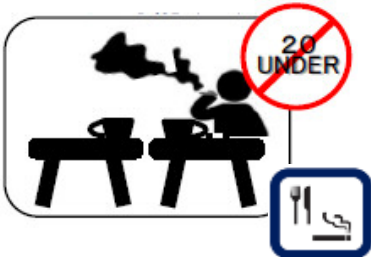
⇒ 喫煙可能室内での飲食等が可能 ※ 屋内の全部又は一部の場所

● 経営者の判断で選択することができる。

完全禁煙



全面喫煙可能室



一部喫煙可能室

